

議案第 4 号 令和 5 年度事業計画案承認の件

基本方針

令和 5 年 4 月 1 日、所有者不明土地に関する民法・不動産登記法改正の 1 つである所有者不明土地（建物）管理制度が施行された。また、改正された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 4 2 条では、国の行政機関の長又は地方公共団体の長がその適切な管理のため特に必要があると認めたときは、地方裁判所に対し、所有者不明土地（建物）管理人、管理不全土地（建物）管理人による管理を命ずる処分を請求することができることとされている。

これにより、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、公共事業の円滑な実施や所有者不明土地問題の解決に向けて、所有者不明土地（建物）管理人、管理不全土地（建物）管理人の選任申し立てを検討する可能性が高まったといえる。

その一方、公嘱協会の目的は、司法書士法第 6 8 条において「不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること」とされ、現行法では、公嘱協会が嘱託登記を伴わない裁判所提出書類作成業務等の受託をすることはできない。

このままでは、官公署が公嘱協会に望む所有者不明土地（建物）管理人、管理不全土地（建物）管理人の選任申し立てのための裁判所提出書類作成業務を受託出来ない結果、更なる受託減少につながり、公嘱協会の存続自体が危ぶまれるおそれがある。

令和 5 年度は、他県の公嘱協会との情報交換会を行うなど、司法書士法改正による業務権限の拡大に向け、積極的に取り組んでいく。

所有者不明土地に関する改正民法・不動産登記法による新たな法制度については、令和 5 年度は、令和 4 年度に引き続き、静岡県司法書士会（以下、「本会」という。）をはじめとする関連団体、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「土地家屋調査士協会」という。）との連携、協力を図りながら、セミナー、研修会、相談会等の企画、実施、対外向けの広報誌（K O S H O K U L E T T E R）の発行等により、積極的な周知、広報活動を行っていく。また、対内的には本会が行う研修枠を使った研修会の開催、公嘱タイムズの発行等により、官公署側に期待される知識の習得を図っていく。

平成 3 0 年度より当協会が静岡地方法務局から継続して受託している長期相続登記等未了土地解消作業については、これまでの受託、経験により、本作業に必要な体制が十分構築されていること、県内に 1 2 0 名を超える司法書士である社員が存在することを生かしながら、社会的意義が高い本事業に対し、使命感をもって、令和 5 年度も引き続き総力を挙げて取り組んでいく。

受託推進活動としては、令和 4 年度に引き続き、相続人調査業務を足掛かりとし、相続人調査業務を含めた基本契約への切り替えや、新規受託先との契約締結を目指していく。また、官公署への挨拶回り等を行う中で、官公署が抱えている

所有者不明土地問題の解決に向けて、当協会に求める要望等を確認し、司法書士法改正に向けた業務権限拡大を検討するうえでの判断材料とする。

昭和60年司法書士法改正による公嘱協会制度の法制化以降、公嘱協会の業務範囲の見直しはほぼ行われていないが、今後、当協会をはじめとする公嘱協会に対し、所有者不明土地問題等を抱える官公署が求める能力は、嘱託登記を行うことだけにとどまらず、相続人調査や裁判所提出書類作成業務等、嘱託登記の前提として発生する問題を解決する能力である。引き続き、社員各位のご協力をお願い申し上げます。

第1 基本契約締結先の拡大

受託関係のない官公署や、ここ数年で随意契約を締結した官公署に対し、令和4年度に引き続き、相続人調査業務を足掛かりとし、基本契約の締結を積極的に推進することで、官公署との継続した関係構築、受託拡大につなげる。

《総務委員会を中心に全体で対応》

第2 契約単価項目の変更推進

令和4年度に引き続き、基本契約を締結いただいている官公署に対して、相続人調査項目を含めた契約に切り替えていただくことを推進し、相続人調査業務の受託拡大と、これによる官公署とのさらなる信頼関係構築を目指す。

《総務委員会を中心に全体で対応》

第3 業務範囲拡大への検討

公嘱協会としての権利能力（司法書士業務について当協会の受託の可否）について調査、研究を行うとともに、現在公嘱協会では直接受託出来ない財産管理人選任申立書類作成等、司法書士法改正を含む業務範囲拡大に向け、他県の公嘱協会との協議会（情報交換会）の実施を検討する。

《全体で対応》

第4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

令和4年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

- ・令和5年度の入札対応

応札を前提として、令和4年度までの反省点、改善点を検証した上で、令和5年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

《特措法対応委員会を中心に全体で対応》

第5 土地家屋調査士協会との共催で行う研修会等の検討

例年、土地家屋調査士協会との共催で行ってきた「用地買収問題シリーズ研修

会」の開催の継続を含め、民法・不動産登記法改正の解説等官公署職員が求めているテーマ、講義内容を検討し、官公署職員にとって有意義な研修を行うことで、両協会の必要性を感じてもらい、新規受託につながる研修会の開催を検討する。

《研修委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第6 本会主催の「相続プロジェクト」への参加、協力

本会主催の「相続プロジェクト」の事業の一環である官公署職員向けの研修、セミナーの企画、運営に参加、協力し、官公署が抱えている所有者不明土地問題解消に向けた民法・不動産登記法の改正等の情報提供を行い、官公署からの新規受託につなげる。

《研修委員会を中心に全体で対応》

第7 内部向け研修会

- ・ 会員向け研修会の実施（本会での研修枠を活用予定）
- ・ 総会前研修の実施

《研修委員会》

第8 入札対応

- ・ 県内案件については、これまでの情報をもとに落札価格を検討し、入札に向けて対応する。
- ・ 県外案件については、他県公嘱協会の存在等を考慮し、応札についての判断基準を慎重に検討したうえで対応する。
- ・ 入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・ 県内契約情報の適時更新

《総務委員会》

第9 事務局対応

- ・ パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）の人事対応
- ・ 公嘱管理システムの活用による事務の効率化
- ・ 事務局、職員の負担軽減のための検討、解決
- ・ 新制度であるインボイス制度への対応

《総務委員会》

第10 事件配分の適正管理

- ・ 配分委員による配分運営の管理
- ・ 浜松地区での事件配分に関する意見交換会の開催（令和5年6月）
- ・ 浜松地区の配分委員との情報交換を行うシステムの構築とマニュアル作成
- ・ 配分委員に対する通信費の支給
- ・ 相続人調査業務を担当した配分委員への特別手当の支給

《総務委員会》

第11 広報活動

1. 対外広報

- ・ KOSHOKU LETTER Vol. 11の発行
- ・ ホームページを活用した情報公開

2. 対内広報

- ・ 公嘱タイムズの定期的な発行
- ・ 本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）

《企画・広報委員会》